

平成26年7月22日

平成26年台風第8号の接近に伴う大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体(災害救助法適用団体)

山形県 南陽市
長野県 南木曾町

2 繰上げ交付額(9月定例交付見込額の3割)

山形県	南陽市	293百万円
長野県	南木曾町	129百万円
合	計	<u>422百万円</u>

3 日程

平成26年7月22日(火) 交付決定

平成26年7月23日(水) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 和田、横張
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615